

那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 8 月



那 覇 市



目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・2
- 2 取組の経緯・・・・・・・・・・2
- 3 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・・・・・・・・3

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針・・・・・・・・5
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・・・6
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・8
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等・・・・・・・・・・9
- 5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・12
- 6 市行動計画の主要6項目・・・・・・・・・・15
- 7 発生段階・・・・・・・・・・25

III 各段階における対策

- 1 未発生期・・・・・・・・・・27
- 2 海外発生期・・・・・・・・・・34
- 3 県内未発生期・・・・・・・・・・40
- 4 県内発生早期・・・・・・・・・・45
- 5 県内感染期・・・・・・・・・・52
- 6 小康期・・・・・・・・・・60

【参考】

- 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策・・・・・・・・64
- 用語解説・・・・・・・・・・67

I.はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このため、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定された。特措法は、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、平成17年（2005年）12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講ずるため「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改訂を行い、平成20年（2008年）の「感染症法及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

沖縄県（以下「県」という。）では、平成17年12月に国の新型インフルエンザ対策行動計画に準じて、「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、改定を行った。

本市でも、平成21年4月に国及び県の新型インフルエンザ対策行動計画に準じて、「那覇市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その中、平成21年（2009年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年間で約2000万人が罹患したと推計され、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人¹、致死率は0.16人（人口10万対）と、大きな流行がみられた。県内でも、約23.3万人が罹患したものと推計され、入院患者は652人、死亡者は3人であった。

これらの健康被害は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等²が得られた。病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国は平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策政府行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年（2012年）4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

3 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第8条の規定に基づき、本市の実情も踏まえ策定する。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）との整合性を図りつつ、適切な役割分担のもと、市行動計画案を作成し、特措法第8条第7項の規定により準用する第6条第5項の規定により那覇市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の意見を聴いた上で、策定するものである。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等への協力等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、

1：平成22年(2010年)9月末の時点でのもの。

2：国の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は平成22年(2010年)6月、厚生労働省新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた。県でも平成23年8月に報告書を作成した。

以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「**新型インフルエンザ**」³という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから**新型インフルエンザ**と同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

この市行動計画は、**新型インフルエンザ**等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある場合、また、**新型インフルエンザ**等対策の実施に伴う検証等を行った場合、政府行動計画の変更が行われた場合等には、適時適切に変更を行うものとする。

なお、市行動計画に定めるもののほか、個別に計画を定めるべき下記の事項については別で定め、その内容について適時適切に見直しを図るものとする。

- 相談窓口の設置のための計画
- 特定接種の実施のための計画
- 住民に対する予防接種の実施のための計画
- 帰国者・接触者外来設置医療機関確保のための計画
- **新型インフルエンザ**等患者入院医療機関の計画
- 診断・治療に資する情報提供体制のための計画
- 初診の**新型インフルエンザ**等患者を診察しない医療機関の計画
- **新型インフルエンザ**等患者搬送に係る関係機関連携計画
- その他必要な計画

3：感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

Ⅱ．新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することやその発生そのものを阻止することは不可能であり、世界中のどこかで新型インフルエンザがひとたび発生すれば、我国への侵入も避けられないとされている。

また、本市は、鳥インフルエンザの発生が確認されている東アジア諸国に近いという地理的条件に加え、在沖米軍基地の存在に伴う米軍人等の異動があること、国際空港や港等を備え沖縄県の玄関となっていることから、国内外からの人の往来が活発である。このため、新型インフルエンザ等が発生した際には、本市への侵入リスクが高まることを認識し、対策を講ずる必要がある。

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び県と連携して対策を講ずる。

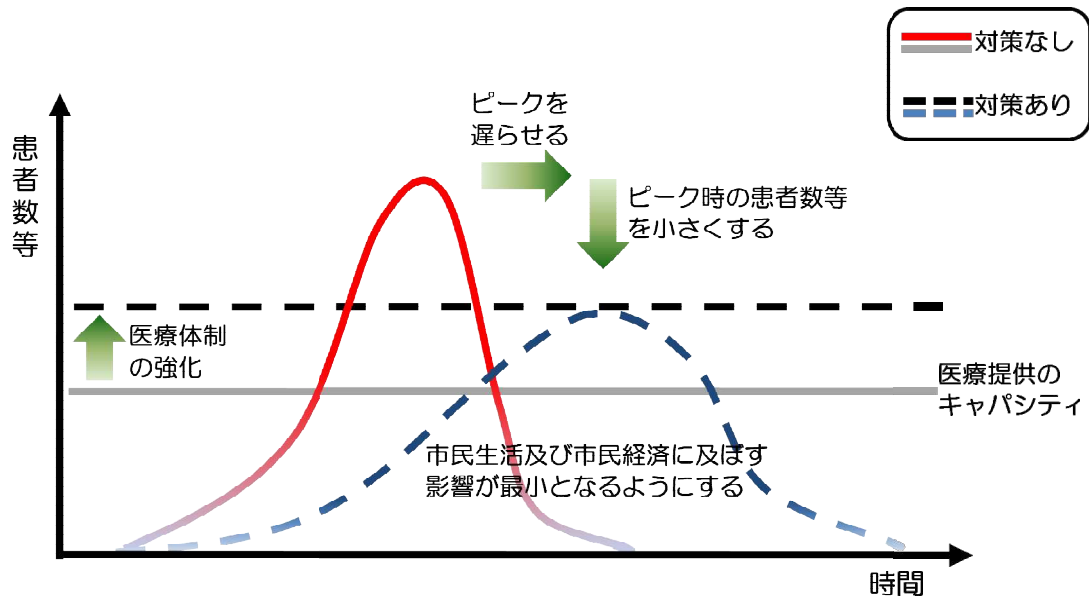
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ①地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ②市内の各種事業者に対して業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等の発生状況は不確定要素が大きいいため、その対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見や国及び県の対策も視野に入れながら、本市の地理的条件、社会経済的状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた方針を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の（１）～（５）を柱とする一連の流れをもった方針を確立する。（具体的な対策については、「Ⅲ．各段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影

響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 発生前の段階では、感染症発生動向に関するサーベイランスの実施、地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や本市、事業者による事業継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の県内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

(3) 県内の発生当初の段階では、感染症法による患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与の検討、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

なお、県内外の発生当初などにおいて、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

(4) 県内で感染が拡大した段階では、本市は国及び県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(5) 事態によっては、地域の実情等に応じて沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）⁴と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の対策は、県による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外

4：特措法第23条

の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS⁵のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国及び県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、的確かつ迅速な新型インフルエンザ等対策の実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県が実施する医療関係者への医療の実施の要請等⁶、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等⁷の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするよう求める⁸。

5：平成15年（2003年）4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

6：特措法第31条

7：特措法第45条

8：特措法第5条

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年那覇市条例第6号）に基づく那覇市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）⁹は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して所要の総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

本市は、発生した段階から、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

市行動計画を策定するに当たって、事前に新型インフルエンザ等が発生した時の被害想定を行うことは、医療等の適切で有効な対策が早期に実施できるので、重要である。

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁰など、基本的にはインフルエンザ共

9：特措法第34条

10：WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成21年（2009年）WHO ガイダンス文書

通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等によって来る病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように国の想定する推計値に準拠し以下のとおりとした。

- ・ り患率：全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定
- ・ 致命率：中等度 0.53% アジアインフルエンザ等並み
重 度 2.0% スペインインフルエンザ並み

本市人口（31.6万人：平成22年国勢調査）の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、実際に医療機関を受診する患者数は約3.2万人～約6.2万人と推計。

- ・ 患者数の上限値である約6.2万人を基に、過去に起こったアジアインフルエンザ等を中等度（致命率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致命率2.0%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合の数の上限値を推計した。

中等度の場合では、最大入院患者数は約1,300人、死亡者数は約430人となる。

また、重度の場合では、最大入院患者数は約5,000人、死亡者数は約1,600人と推計される。

- ・ 全人口の25%がり患し、流行が8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算では、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は25

0人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日あたりの最大入院患者数は1,000人と推計される。

(注)本市推計値の算出は、県推計値を用い、県人口に占める本市人口割合を基に算出。

- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、併せて特措法の対象とされた。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

区分	国推計	県推計	本市推計
患者数(上限値)	約25,000,000	約272,000	約 62,000
患者数(下限値)	約13,000,000	約142,000	約 32,000
中等度の場合の入院患者数	約530,000	約5,800	約 1,300
中等度の場合の死亡者数	約170,000	約1,900	約 430
重度の場合の入院患者数	約2,000,000	約21,800	約 5,000
重度の場合の死亡者数	約640,000	約7,000	約 1,600
中等度の場合の1日当たり 最大入院患者数	約101,000	約1,100	約 250
重度の場合の1日当たり 最大入院患者数	約399,000	約4,400	約 1,000

表1 流行規模及び被害の想定

(単位：人)

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を適切に実施するためには、国が示す国及び県、市町村、関係機関等の役割を各々が理解した上で、対策を講ずることが重要である。

（1）国の役割

国は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している¹¹。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める¹²とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹³こととされている。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組が総合的に推進される。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくこととされている。

国では、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」で基本的対処方針が決定され、対策が強力に推進される。

11：特措法第3条第1項

12：特措法第3条第2項

13：特措法第3条第3項

(2) 県、市町村の役割について

県、市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部で決定される基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁴。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、保健所を設置する本市は、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、地域における医療体制の整備に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から県と連携を図っておく。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

14：特措法第3条第4項

（４）指定地方公共機関の役割

県が指定する指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき¹⁵、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者

特措法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続計画などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める¹⁶。

（６）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁷。

（７）市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用¹⁸・咳エチケット・手洗い・うがい¹⁹等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

15：特措法第3条第5項

16：特措法第4条第3項

17：特措法第4条第1及び第2項

18：患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

19：うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁰。

6 市行動計画の主要6項目

特措法第8条に基づく市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成することを基本方針とした。ここで市行動計画の基本的な対策として、「1 実施体制」、「2 サーベイランス・情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止²¹」、「5 医療」、「6 市民生活・市民経済の安定の確保」の6項目に分けて定める。尚、各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため本市は、国及び県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて那覇市健康危機管理指針に定める那覇市保健所健康危機管理対策委員会、那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、事前準備の進捗を確認し、本市一体となった取組を推進する。健康部をはじめとする関係部局においては、国及び県、関係機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、本市も直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る対策を決定する。また、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして政府対策本部長が特措法に基づき緊急事態宣言²²を行った後には、必要な措置を講ずる。

20：特措法第4条第1項

21：まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

22：新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

さらに、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定等に際しては、特措法により感染症・公衆衛生の学識経験者等の意見を聴取することが求められる。

発生時においても、迅速かつ適切な対応を図る観点から、必要に応じて、医学・公衆衛生の学識経験者、法律や危機管理等の学識経験者の意見を聴くことにより、社会的・政策的合理性が確保されるようにする必要がある。

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国及び県と連携し、早期に症例定義の周知や検査体制の確立に努め、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行う。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、保健所等や医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、本市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において国、県、本市、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のもので、一方向性の情報提供だけではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意が必要である。

(2) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるであることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、また、各年代の情報の入手方法にも留意し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけではなく、予防的対策として、発生前においても本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、新型インフルエンザ等がいざ発生した場合に市民が正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒が通学する学校は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康部や教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生対応について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の

理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である²³。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

また、新型インフルエンザ等が発生した際には、医療に対する需要の急速な増加が医療機関の大きな負担へと直接結びつき通常の医療提供体制の維持が困難となること、適切な受診を心がけること等について市民が認識し、行動できるよう啓発する。

（５）市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、他市町村の情報、指定地方公共機関、医療機関の情報などを、必要に応じて、集約し、確認できるサイトを開設する。

（６）情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、市対策本部において適切な情報を集約して一元的に発信する体制を構築するよう調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講ずるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報

23：マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

提供に活かしていくこととする。

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じ国から発表される感染症

危険情報の周知を図る。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、感染者の入国に備え、市内での患者発生に対応する体制の整備を図ることが必要である。

(3) 予防接種

【ワクチン】

ワクチンの接種により、発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

【特定接種】

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われるものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種のうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」の接種対象業務及び事業者については、政府行動計画において対象者に係る基本的な整理がされているものの、危機管理においては状況に応じた柔

軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る国が設置する基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、さらにその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項が決定されることとなっている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

【住民接種】

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において以下の4つの群に分類され、接種順位について基本的な考え方が整理されているものの、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ政府対策本部において決定されることとなっている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者²⁴
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

【住民接種の接種体制】

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により

24：基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

【医療関係者に対する要請】

県が、予防接種を行うため医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）²⁵を行った場合、本市は関係機関に周知を行う等必要な協力をする。

5 医療

（１）医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

（２）発生前における医療体制の整備

本市は県と連携し、本市保健所を中心として、市医師会、地区薬剤師会、市内の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

25：特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関に入院させる。このため、県と連携して、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、市内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像等に関する情報は限られていることから、海外及び我が国のサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、市内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。しかし、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、本市は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その利用方法について市民へ周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行い、新型インフルエンザ等患者が適切に「帰国者・接触者外来」で受診できるよう配慮する。

県内で、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等で通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り

分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会、地区薬剤師会、学会等様々な関係機関のネットワークの活用が重要である。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、本市は国及び県、関係機関等と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

(2) 市民及び事業者

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(3) 要援護者対策

情報が行き届きにくい高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。このため、本市は、日頃から関係課、地域の関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、民間業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、本市が直接実施するなど、総合的な調整

を行う。さらには、保育所、老人福祉施設、障がい福祉施設等の社会福祉施設の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から県及び関係課、関係団体と連携し、業務継続計画や仕組みづくり等を進めておく。

(4) 風評被害対策

本市は、観光都市としての地域特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生した場合の風評被害対策について、観光関連業界等と連携を図り、日頃から十分な備えを行っておくとともに、観光関連業界の安全安心の取り組みを国内外の観光客に向けて積極的にPRしていくことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類されている。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部で決定される。

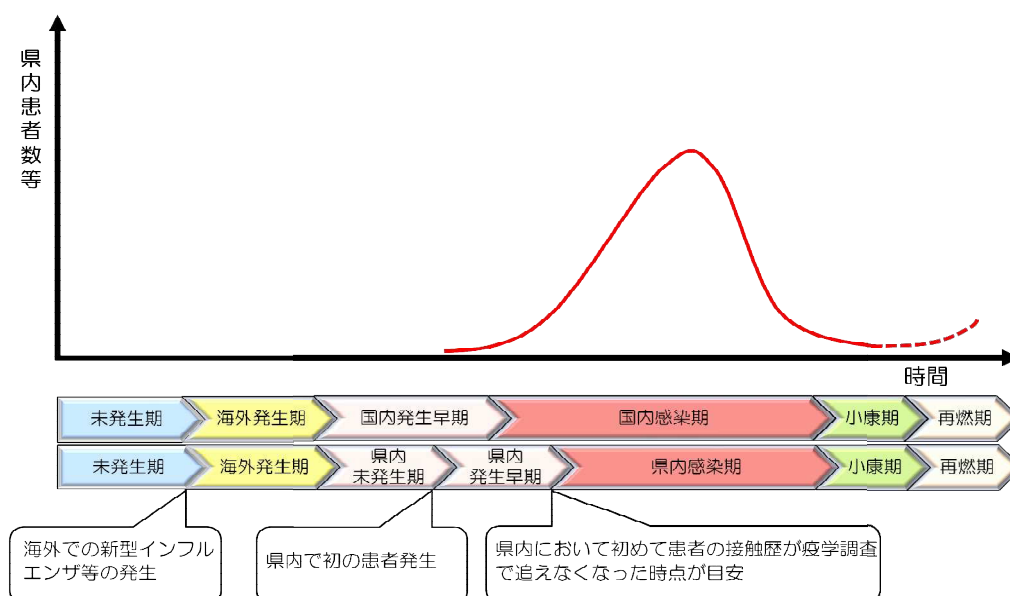
地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断する。次頁に国及び県における発生段階を示す。

本市においては、県が定める6つの発生段階に応じて、市行動計画で定めた対策を実施していく。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

発生段階	
国	県内
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内未発生期】 いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

＜国及び沖縄県における発生段階＞



Ⅲ．各段階における対策

新型インフルエンザ等の対策については発生状況において変化することから、対応が異なるため、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を事前に示す。

尚、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目 的 (1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 国及び県、関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方 (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県、関係機関と連携を図り、継続的な情報収集を行う。

1 実施体制

(1) 那覇市行動計画等の策定

本市は、特措法の規定に基づき、有識者会議等の意見を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(保健所)

(2) 体制の整備、並びに国及び県、関係機関等の連携強化

- ① 本市は、海外での鳥等の動物のインフルエンザ等ウイルスが人に感染する例が散発的に発生している場合は、状況に応じて、那覇市保健所健康危機管理対策委員会において、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。(保健所)
- ② 本市は、取組体制を整備・強化するために、全庁的な初動対応体制の確立や発生時に備え、行政機能を維持するための各課等業務継続計画を策定する。(全局)
- ③ 本市は、国及び県、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する²⁶。(保健所、総務部、経済観光部、関係部局)
- ④ 本市は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を推進する。(総務部)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、国及び県の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健所)

※主な情報収集源

- ・WHO
- ・厚生労働省(国立感染症研究所、検疫所を含む。)
- ・内閣府
- ・沖縄県等関係自治体
- ・感染症法に基づく医師等からの届出

(2) 通常のサーベイランス

- ① 本市は、毎年流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関において患者発生の動向を調査し、全国及び県内における流行状況について把握する。(保健所)
- ② 本市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(保健所)
- ③ 本市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・

学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(保健所、こどもみらい部、学校教育部)

(3) 調査

本市は、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、職員の資質向上や関係機関等との連携等の体制整備を図る。(保健所)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う²⁷。(総務部、保健所)

(2) 体制整備等

- ① 本市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、利用可能な複数の媒体・機関の活用等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(総務部、保健所)
- ② 本市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を検討する。(総務部、保健所)
- ③ 本市は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を検討する。(総務部、保健所)
- ④ 本市は、県や医療機関その他関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。(保健所)
- ⑤ 本市は、住民からの問い合わせに対応できる相談窓口の設置の準備を進める。(保健所)
- ⑥ 本市は、市内在住の外国人に情報提供を行うための体制、手段等の検討を行う。(総務部)

27：特措法第13条

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

- ① 本市、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター²⁸に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健所、経済観光部、こどもみらい部、学校教育部、関係部局）
- ② 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における県による不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（保健所）

イ 地域対策・職場対策の周知

- ① 本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（保健所、総務部、市民文化部、関係部局）
- ② 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における県による施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（福祉部、経済観光部、生涯学習部、関係部局）

(2) 水際対策

本市は、国の検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、その他関係機関との連携を図る。（保健所）

(3) 予防接種

ア 基準に該当する事業者の登録等への協力

本市は、国が登録事業者の登録を進めるに当たって、登録作業に係る周知や登録手続き等に必要な協力を行う。（保健所）

イ 接種体制の構築

【特定接種】

本市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

28：海外発生期から県内発生早期まで保健所に設置することとなっている。

また、国からの要請に基づき、登録事業者に対し、集団接種を原則として、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築を要請する。（保健所、生涯学習部、関係部局）

【住民接種】

- ① 本市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市内に居住する者に対し、速やかに予防接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。（保健所、生涯学習部、関係部局）
- ② 本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ関係市町村との広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。（保健所）
- ③ 本市は、速やかに接種できるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（保健所）

ウ 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。（保健所）

5 医療

（1）地域医療体制の整備

- ① 本市は、保健所を中心として、市医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（保健所、消防局）
- ② 本市は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備を進める。

また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（保健所）

（2）県内感染期に備えた医療の確保

本市は以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 市内全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画

の作成を要請し、その作成の支援に努める。（保健所）

- ② 感染拡大防止のため、指定（地方）公共機関を含む医療機関及び協力医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（保健所）
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（保健所）
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、県による臨時の医療施設等²⁹での医療を提供することについて検討が行われる場合は協力する。（保健所）
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健所）
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健所、福祉部）
- ⑦ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。
また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（保健所、消防局、企画財務部）

（３）手引き等の周知、研修等

- ① 本市は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関して国が策定する手引き等を、医療機関に周知する。（保健所、消防局）
- ② 本市は、関係機関等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、市内発生を想定した研修や訓練を行う。（保健所、総務部）

（４）医療資器材の整備

本市は、必要となる医療資器材等をあらかじめ備蓄・整備する。また、医療機関に対して、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量の確保に努めるよう要請する。（保健所、総務部、企画財務部）

（５）検査体制の整備

- ① 本市は、沖縄県衛生環境研究所にて新型インフルエンザ等に対するＰＣＲ検査等が実施できるよう体制を整備する。（保健所）

29：特措法第48条

※ 同条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

(6) 医療機関等への情報提供体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(保健所)

(7) 抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の情報収集

抗インフルエンザウイルス薬の効果やウイルス薬剤耐性等についての情報収集を行う。(保健所)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 食料品、生活必需品の備蓄について

本市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。(総務部、市民文化部)

(2) 業務継続計画の策定

本市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小についての業務継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。(経済観光部、関係部局)

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続を定めるように努める。(総務部、企画財務部、市民文化部、福祉部、関係部局)

(4) 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境部、生涯学習部)

(5) 物資及び資材の備蓄等³⁰

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。(保健所、総務部)

30：特措法第10条

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目 的

- （１）新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- （２）市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- （１）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- （２）対策の判断に役立てるため、国及び県等から海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- （３）市内で発生した場合に備え、県とも連携を図り、早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- （４）海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内で発生した場合の対策について、医療機関、事業者、市民に準備を促すための的確な情報提供を行う。
- （５）医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

- （１）本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、那覇市保健所健康危機管理対策委員会や那覇市健康危機管理対策連絡会議等において緊急会議を行なうなど、市対策本部の設置に向けた準備を進める。（保健所、総務部）

- (2) 内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合には、直ちに、市長を本部長とする市対策本部を設置し³¹、その名称並びに設置場所及び期間を直ちに公表する。(保健所、総務部)
- (3) 国が示す基本的対処方針等に基づき、市対策本部において対応方針を決定し、迅速な対応を図るとともに、必要に応じて感染症に関する専門家や有識者会議等から意見聴取を行う。(保健所)
- (4) 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる³²新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(保健所)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、海外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等から必要な情報を収集する。(保健所)

※主な情報収集源

- ・WHO
- ・厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・内閣府
- ・沖縄県等関係自治体
- ・感染症法に基づく医師等からの届出

(2) 市内サーベイランスの強化等

- ① 本市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健所)
- ② 本市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する³³。(保健所)
- ③ 本市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(保健所、こどもみらい部、学校教育部)
- ④ 本市は、引き続き、鳥類、豚の保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。(経済観光部、環境部、保健所、学校教育部、こどもみらい部、

31：特措法第22条及び第34条

32：ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられる。

33：感染症法第12条

市民文化部、総務部)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、本市ホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(総務部、保健所)

- ② 情報提供に当たっては、市対策本部において情報を集約・整理し、一元的に発信する。

このため、市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報対策スタッフを配置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、安全情報等の正確な情報について迅速に広報を行うことはもとより、新型インフルエンザ等の流行による風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施する。(総務部、保健所)

- ③ 本市は、外国人に対して、多言語により情報提供を行う。(総務部)

(2) 情報共有

本市は、国及び県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(保健所)

(3) 相談窓口の設置

- ① 本市は、市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国及び県が作成するQ & A等を用いて、適切な情報提供を行う。

また、他の公衆衛生業務に支障を来さないようにしつつ、住民や関係機関からの問い合わせに対応できる相談窓口の設置機能強化を図る。(保健所)

- ② 本市は、相談窓口寄せられる市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(保健所)

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 本市は、国及び県等と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また国及び県等と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（保健所）

(2) 渡航者への情報提供

- ① 本市は、国が感染症危険情報を発出し、渡航延期を勧告した場合は、これを市民へ周知する。（保健所）
- ② 本市は、渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等に関する情報提供及び注意喚起を行う。（保健所）

(3) 水際対策

ア 検疫の強化

本市は、検疫所と連携し、発生国からの入国者等の必要な情報を収集する。また、検疫所から依頼があった場合、発生国からの入国者等の健康監視を実施する。（保健所）

(4) 在外市民支援

本市は、市内の各小中学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。（学校教育部）

(5) 予防接種

ア 接種体制

【特定接種】

本市は、国の基本的対処方針をふまえ、国及び県、関係団体と連携して、本市職員の対象者に対して、集団接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健所）

【住民接種】

- ① 本市は、国及び県と連携して、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種に

ついて、接種体制の準備を行う。（保健所）

- ② 本市は、県からの要請を受け、対象となる市民が速やかに接種できるよう、集団接種を基本として、市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。（保健所）
- ③ 本市は、国から提供されるワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行う。（保健所）

（６）モニタリングに関する情報収集

本市は、国が実施する特定接種の実施モニタリングに関し、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価に関する情報を収集する。（保健所）

５ 医療

（１）新型インフルエンザ等の症例定義の周知

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について関係機関等に随時周知する。（保健所）

（２）医療体制の整備

本市は、以下の事項を実施する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。（保健所）
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。（保健所）
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健所）

（３）帰国者・接触者相談センターの設置

本市は、以下の事項を実施する。

- ① 帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、状況に応じて24時間体制で相談を受け付ける。（保健所）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者、またはそのような者と接触歴を有し発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、一般の医療機関に受診せずに帰国者・接触者外来を適切に受診するよう周知する。（保健所）

（4）医療機関等への情報提供

本市は、国及び県等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、市内の医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

（5）検査体制の整備

本市は、沖縄県衛生環境研究所にてPCR検査等が円滑に実施できるよう体制を整備する。（保健所）

（6）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

本市は、県と連携し、医療機関に対し、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健所）

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

（1）事業者の対応

- ① 本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、国のガイドラインを参考に職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。（経済観光部、関係部局）
- ② 本市は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（経済観光部、保健所）
- ③ 登録事業者等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（保健所、関係部局）

（2）遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。（保健所、環境部、生涯学習部）

県内未発生期

- ・ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
- ・ 県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

目 的

- (1) 市内の発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- (2) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- (3) 市内で発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- (4) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安全のための準備、ワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 市対策本部の継続

本市は、市内発生に備え、引き続き、市対策本部の体制を維持する。(保健所、総務部)

(2) 基本的対処方針変更の周知

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示した際には、これを関係機関、事業者、市民等に周知する。(保健所、総務部、経済観光部、福祉部、市民文化部、関係部局)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等から必要な情報を収集する。（保健所）

※主な情報収集源

- ・ WHO
- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・ 内閣府
- ・ 沖縄県等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) 市内サーベイランスの強化等

- ① 本市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施し、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（保健所、こどもみらい部、学校教育部）
- ② 本市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を継続する。（保健所）
- ③ 本市は、国及び県が提供する国内の発生状況を関係機関、事業者、市民等へ迅速に提供するとともに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。（保健所、経済観光部、市民文化部、関係部局）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、本市ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（総務部、保健所）
- ② 特に、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエ

ンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（適切な受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（保健所、総務部、こどもみらい部、学校教育部）

- ③ 相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（保健所）

- ④ 本市は、外国人に対して、多言語により情報提供を行う。（総務部）

（２）情報共有

本市は、国及び県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（保健所）

（３）相談窓口の体制充実・強化

本市は、国が作成する状況の変化に応じたＱ＆Ａの改定版を活用し、相談窓口の体制を充実・強化する。（保健所）

４ 予防・まん延防止

（１）市内でのまん延防止対策の準備

- ① 本市は、国及び県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（保健所）
- ② 本市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。（保健所、福祉部、建設管理部、関係部局）

（２）水際対策

- ① 本市は、引き続き検疫所と連携して、発生国からの入国者等の必要な情報を収集する。（保健所）
- ② 渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。（保健所）

（３）予防接種

① 特定接種

引き続き、本市は、国及び県、関係団体と連携して、市職員の対象者に対して、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

登録事業者への特定接種が円滑に行えるよう、登録事業者や接種を行う医療機関等との調整、連携を図る。（保健所、総務部）

② 住民接種

本市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。また、接種に関する情報提供を開始する。

接種の実施に当たり、国及び県、市医師会等と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（保健所）

※緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健所）

5 医療

(1) 医療体制の整備

本市は、以下の事項を実施する。

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来による診療体制を継続する。（保健所）
- ② 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう引き続き要請する。（保健所）
- ③ 県と連携し、沖縄県衛生環境研究所にて、新型インフルエンザ等のPCR検査等を依頼する。（保健所）

(2) 帰国者・接触者相談センター

本市は、引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。（保健所）

(3) 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、国からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、市内の医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

（４）抗インフルエンザウイルス薬の使用等

本市は、引き続き、国及び県と連携し、医療機関に対し、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健所）

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者の対応

- ① 本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう引き続き要請する。（経済観光部、関係部局）
- ② 本市は、登録事業者等に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう引き続き要請する。（保健所、経済観光部）
- ③ 本市は、登録事業者等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（保健所、関係部局）

（２）遺体の火葬・安置

本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。（保健所、環境部、生涯学習部）

県内発生早期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目 的

- (1) 市内での感染拡大をできる限り遅らせる。
- (2) 患者に適切な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、感染対策等を行う。
- (2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- (3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外の情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- (4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- (5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- (6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 市対策本部の設置の継続

本市は、引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。（保健所、総務部）

2 サーベイランス・情報収集

本市は、引き続き県内における新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等から必要な情報を収集する。（保健所）

※主な情報収集源

- ・ WHO
- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・ 内閣府
- ・ 沖縄県等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

（2）サーベイランス

- ① 本市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施し、市内発生を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。さらに、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。（保健所、こどもみらい部、学校教育部）
- ② 本市は、国及び県が提供する国内の発生状況及び県内の発生状況を関係機関、事業者、市民等へ迅速に提供する。（保健所、経済観光部、市民文化部、関係部局）
- ③ 本市は、市内で発生した場合は、市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国及び県に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。（保健所）

（3）調査

本市は、国及び県と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（保健所）

3 情報提供・共有

（1）情報提供

- ① 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の

実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、関係機関、事業者、市民等に戦略的な広報を継続する。（総務部、保健所）

- ② 本市は、特に、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（適切な受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知する。（保健所、こどもみらい部、学校教育部、関係部局）
- ③ 本市は、引き続き、相談窓口に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（保健所）
- ④ 本市は、情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人、観光客、学生等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、以下の対応により確実に必要な情報が行き渡るよう留意する。
 - ア 要介護や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携して周知を行う。（福祉部）
 - イ 障がい者に対しては、那覇市障害者福祉センターや障がい者福祉サービス事業所等の関係機関と連携して周知を行う。（福祉部）
 - ウ 本市滞在中の外国人及び日本語を母国語としない本市在住の外国人に対しては、外言語による広報物の作成及びホームページでの情報発信等で情報提供を行う。（総務部、市民文化部）
 - エ 本市滞在中の観光客に対しては、那覇市観光協会、那覇市観光ホテル旅館事業協同組合等の関係団体と連携して周知を行う。（経済観光部）
 - オ 一人暮らしの大学生、専門学校生等に対しては、各大学、各専門学校を通じて、広報物の配布及び掲示、各大学等の学生向け情報ネットワークシステムを活用した情報発信を行う。（総務部）

（２）情報共有

本市は、国及び県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、現場の状況把

握を行う。（保健所、総務部）

（３）相談窓口の体制充実・強化

- ① 本市は、国が配布するＱ＆Ａや相談窓口に寄せられた相談状況等に基づき、相談窓口での相談体制の充実・強化を図る。（保健所）

４ 予防・まん延防止

（１）市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、国及び県と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（保健所）
- ② 本市は、国及び県と連携し、業界団体等を経由しまたは直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（経済観光部、福祉部、関係部局）

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係部局）

ウ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。（こどもみらい部、学校教育部）

エ 公共交通機関等に対し、利用者へ必要に応じてのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。（経済観光部）

- ③ 本市は、国及び県と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（保健所、福祉部、建設管理部、関係部局）

（２）水際対策

本市は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。（保健所）

（３）予防接種

本市は、引き続き予防接種法第６条第３項に基づく臨時の予防接種を進める。（保健所）

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を行う。

① 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業所等へ迅速に周知徹底を図る。（関係部局）

② 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体と連携して、迅速に周知徹底を図る。（こどもみらい部、学校教育部、生涯学習部）

③ 本市は、引き続き、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健所）

5 医療

(1) 医療体制の整備

本市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、継続する。

また、帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合等には、県と連携して帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（保健所）

(2) 患者への対応等

① 本市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（保健所）

② 本市は、県と連携し、必要と判断した場合に、沖縄県衛生環境研究所に新型インフルエンザ等のPCR検査等を依頼する。（保健所）

- ③ 本市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（保健所）

（３）医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、国からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、市内の医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

（４）抗インフルエンザウイルス薬

- ① 本市は、市内感染期に備え、医療機関に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（保健所）

６ 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。（経済観光部、関係部局）

（２）市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（市民文化部、経済観光部）

（３）緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

本市は、登録事業者等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（保健所、関係部局）

② 水の安定供給³⁴

水道事業者である本市は、業務計画等で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道局）

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（市民文化部、経済観光部、総務部）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う³⁵。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部、市民文化部、経済観光部、関係部局）

⑤ 犯罪の予防の呼びかけ

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。（関係部局）

34：特措法第52条第2項

35：特措法第55条

県内感染期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内でも、地域によっては状況が異なる可能性がある。

目 的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- (2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なる可能性があることから、地域ごとの発生状況に応じた対策を行う。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- (7) 受診患者数を減少させ、入院患者や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 市対策本部の設置の継続

本市は、引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。(保健所、総務部)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国において基本的対処方針等諮問委員会での意見聴取等を経て、本市を区域とする緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

- ① 本市は、国において基本的対処方針等諮問委員会での意見聴取等を経て、本市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合、ただちに、市対策本部において対応方針を決定する。(保健所、総務部)
- ② 本市を区域とする緊急事態宣言が行われ、本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、知事による代行の措置の活用を行う³⁶。(総務部)
- ③ 市長その他の執行機関は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、知事その他の執行機関及び他の市町村の長その他の執行機関に対し応援を求める³⁷。(総務部)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、引き続き国内外内における新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等から必要な情報を収集する。(保健所)

※主な情報収集源

- ・ WHO
- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・ 内閣府
- ・ 沖縄県等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) サーベイランス

- ① 本市は、県内感染期に移行した段階で、新型インフルエンザ等患者の全数把握については中止し、重症者及び死亡者のみ全数把握を継続する。また、

36：特措法第38条、39条、40条

37：特措法第42条

学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。（保健所）

- ② 本市は、引き続き、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を迅速に情報提供する。また、国からの情報提供をもとに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。（保健所）

3 情報提供・共有

（１）情報提供

- ① 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、関係機関、事業者、市民等に戦略的な広報を継続する。（関係部局）
- ② 本市は、引き続き、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた市内の医療体制を周知するとともに適切な受診を促し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（保健所、こどもみらい部、学校教育部）
- ③ 本市は、引き続き、市民から相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報を集約し、必要に応じて国及び県等へ報告するとともに、市民や関係機関が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映する。（保健所）
- ④ 本市は、引き続き、情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人、観光客、学生等に対しても、確実に必要な情報が行き渡るよう、きめ細やかな情報提供を行う。（福祉部、経済観光部、総務部、市民文化部、保健所、関係部局）
- ⑤ 本市は、新型インフルエンザ患者の発生に関し、大規模集団発生や患者の症状が重篤な場合等特殊な事象が発生した場合など必要に応じて、個人情報に十分留意したうえで、広報や記者会見を行う。（保健所、総務部）

（２）情報共有

本市は、国及び県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の

流行や他市町村等における対策の状況を把握する。（保健所、総務部）

（３）相談窓口の継続

本市は、国から配布される状況の変化に応じたＱ＆Ａの改訂版を活用し、相談窓口を継続する。（保健所）

４ 予防・まん延防止

（１）市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、国及び県と連携して業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（総務部、経済観光部、市民文化部、福祉部）

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係部局）

ウ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業³⁸（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）するよう、学校設置者及び施設管理者に要請する。（こどもみらい部、学校教育部）

エ 公共交通機関等に対し、利用者へ必要に応じてのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（経済観光部）

- ② 本市は、国及び県と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。（保健所、福祉部、建設管理部、関係部局）

- ③ 本市は、医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。また、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無について国の決定に従い対応する。（保健所）

38：感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することもある。

- ④ 本市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（保健所）

（２）予防接種

本市は、国から供給されるワクチンを確保し、本市職員への特定接種を実施する。また、本市は、予防接種法第６条第３項に基づく住民接種を進める。（保健所）

（３）緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を行う。

① 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第４５条第１項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業所等へ迅速に周知徹底を図る。（関係部局）

② 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第４５条第２項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体と連携して、迅速に周知徹底を図る。（こどもみらい部、学校教育部、生涯学習部）

③ 本市は、引き続き、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健所）

５ 医療

（１）患者への対応等

本市は、引き続き、県と連携して、以下の対策を行う。

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わない事としている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（保健所）
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエ

ンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。（保健所）

- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。（保健所）

（２）医療機関等への情報提供

本市は、国及び県等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

（３）在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健所、福祉部、関係部局）

（４）緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。（保健所）

６ 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう要請する。（経済観光部、関係部局）

（２）市民・事業者への呼びかけ

本市は、国及び県等と連携して、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（総務部、経済観光部、市民文化部）

（３）経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するための方針等が国及び県から示された場合は、事業者や市民等に周知する。（保健所、総務部、経済観光部、市民文化部）

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

本市は、国及び県と連携して登録事業者の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（保健所、関係部局）

② 水の安定供給³⁹

水道事業者である本市は、業務継続計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道局）

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（経済観光部、市民文化部）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う³⁹。（総務部、経済観光部、関係部局）

イ 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（経済観光部、市民文化部）

ウ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（経済観光部）

⑤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉部）

39：特措法第52条第2項

⑥ 埋葬・火葬の特例等⁴⁰

ア 本市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。（環境部）

イ 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。（総務部、環境部、生涯学習部）

ウ 国が本市以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めたときは、それに基づき手続を行う。（環境部）

エ 本市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（環境部）

40：特措法第56条

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目 的

- (1) 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 対策の評価・見直し

本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、有識者会議等の意見を踏まえ、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。（保健所、総務部、関係部局）

(2) 市対策本部の廃止

本市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する⁴¹。（総務部）

【参考：政府要件】

- ① 新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき。
- ② 感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき。
- ③ 感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたとき。

41：特措法第37条

2 サーベイランス・情報収集

(1) 国内外の情報収集

本市は、国及び県等の関係機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、またその対応等について、情報を収集する。（保健所）

※主な情報収集源

- ・ WHO
- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・ 内閣府
- ・ 沖縄県等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) サーベイランス

- ① 本市は、重症者及び死亡者の全数把握を継続するとともに、通常のサーベイランスを継続する。（保健所）
- ② 本市は、第二波発生を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。（保健所、こどもみらい部、学校教育部）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 本市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（総務部）
- ② 本市は、市民から相談窓口寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（保健所、総務部）

(2) 情報共有

本市は、国及び県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（保健所、総務部）

(3) 相談窓口の体制の縮小

本市は、国及び県からの要請を踏まえ、相談窓口の体制を縮小する。（保健所）

(4) 外国人に対して、多言語により情報提供を行う。（総務部）

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策等を引き続き勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（総務部、経済観光部、福祉部、市民文化部）
- ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の継続を要請する。（関係部局）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（経済観光部）

(2) 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。（保健所）

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健所）

5 医療

(1) 医療体制

本市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。（保健所）

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

本市は、国内外で得られた新型インフルエンザ等について知見を整理し、国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療方針を医療機関等に対し周知する。（保健所）

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（保健所）

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。（市民文化部、経済観光部）

(2) 経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するための方針等が国及び県から示された場合は、事業者や市民等に周知する。（保健所、総務部、経済観光部、市民文化部）

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- ・ 市内の事業者に対し、市内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。（保健所、経済観光部）

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

本市は、国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（保健所）

【参考】

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも、海外において、鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

(1) 市の体制強化

- ① 本市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国及び県と連携し、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、所内健康危機管理対策委員会及び那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、人への感染対策について協議・実施する。なお、国外における事例でも、発生国が本県に隣接する場合、当該国から本県へ多数の人の流入が見られる場合等県内での発生が懸念される場合については、国内発生時と同様な体制を強化する。（保健所、総務部）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ① 本市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。（経済観光部、環境部、保健所、学校教育部、こどもみらい部、市民文化部、総務部）

(2) サーベイランス

本市は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（保健所）

3 情報提供・共有

- (1) 本市は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人へ感染し発症が認められた場合に、県と連携し、発生状況及び感染防止対策について、市民に積極的な情報提

供を行う。（経済観光部、環境部、保健所、学校教育部、こどもみらい部、市民文化部、総務部）

（２）本市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて国から提供される、海外における発生状況、国の対応状況等の情報を市民に積極的に情報提供を行う。（保健所）

4 予防・まん延防止

（１）疫学調査、感染防止策

- ① 本市は、県と連携し、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。（保健所）
- ② 本市は、県と連携し、疫学調査や接触者への対応、（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（保健所）
- ③ 本市は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。（保健所）

（２）家きん等への防疫対策

- ① 本市は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止、または家きんでの発生を防止する観点から市内の農場段階での衛生管理等を推進する。
- ② 本市は、市内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国及び県との連携を密にし、家畜防疫指針に則し県が実施する防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。（保健所、経済観光部）

5 医療

（１）市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 本市は、感染が疑われる患者に対し、県と連携して原則として感染症指定医療機関にて、迅速かつ確実な診断を行い、適切なまん延防止対策を講じ、対応等が行えるよう体制を整備する。（保健所）

- ② 本市は、必要に応じ、患者の検体を沖縄県衛生環境研究所に搬送しPCR検査等を依頼する。（保健所）
 - ③ 本市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（保健所）
- (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、本市は、以下について実施する。
- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、本市に情報提供するよう医療機関等に周知するとともに、国に情報提供する。（保健所）
 - ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。（保健所）

【用 語 解 説】※50音順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6 条第7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) ／インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1) 」との名称が用いられたが、2011 年（平成23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6 条第9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感

染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛

機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。